法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

	変更の理由		野便・の所と	整理番号	第6条第2項第2号に規定する会社の 名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便 窓口業 務	(2)銀行 窓口業 務	(3)保険窓口業務	(4)受託 郵便貯 金管理 業務	(5)受託 簡易生 命保険 管理業 務	関連銀行又は関連保険会 社の営業所	備考
Н30. 9. 15	契約解除		営業所	827530	町北町簡易郵便局	0	福島県会津若松市町北町上荒久田村北125	-	0	0	×	0	0	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
Н30. 10. 1	契約締結	変更前	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	-
		変更後	営業所	418340	千早赤阪村役場内簡易郵便局	0	大阪府南河内郡千早赤阪村水分180	0	0	0	×	0	0	-	
H30. 10. 1	契約解除	変更前	営業所	547840	案内簡易郵便局	0	岡山県津山市大吉200	0	0	0	×	0	0	-	_
	)C/1-3/1/1/4	変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	
H30.10.1 住居表示変更	変更前	郵便局	611950	八幡浜桧谷郵便局	-	愛媛県八幡浜市1008-1	0	0	0	0	0	0	-		
1130. 10. 1	H30.10.1 住居表示変更	変更後	郵便局	611950	八幡浜桧谷郵便局	-	愛媛県八幡浜市桧谷3-1008-1	0	0	0	0	0	0	-	-
	**********	変更前	営業所	617220	西条橘簡易郵便局	0	愛媛県西条市楢木138-2	-	0	×	×	×	×	-	
H30. 10. 1	契約解除	変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1120 10 1	幸用 ひわ 森刀 ドム	変更前	営業所	627080	石佛簡易郵便局	0	徳島県美馬市美馬町清田4-1	0	0	0	×	0	×	-	
H30.10.1 契約解除	変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1100 10 1 1 1	住居表示変更	変更前	営業所	737410	五十市駅前簡易郵便局	0	宮崎県都城市久保原町4-39	-	0	0	×	0	0	-	
H30. 10. 1	(社店衣小发更)	変更後	営業所	737410	五十市駅前簡易郵便局	0	宮崎県都城市久保原町4街区39	-	0	0	×	0	0	-	-
H30, 10, 1	住居表示変更	変更前	郵便局	744020	南畑郵便局	-	福岡県筑紫郡那珂川町不入道268-3	0	0	0	0	0	0	-	
пэо. 10. 1	住店衣小多更	変更後	郵便局	744020	南畑郵便局	-	福岡県那珂川市不入道268-3	0	0	0	0	0	0	-	-
H30. 10. 1	住居表示変更	変更前	郵便局	746480	那珂川片縄郵便局	-	福岡県筑紫郡那珂川町片縄3-1	-	0	0	0	0	0	-	_
1150. 10. 1	正	変更後	郵便局	746480	那珂川片縄郵便局	-	福岡県那珂川市片縄3-1	-	0	0	0	0	0	_	
H30. 10. 1	住居表示変更	変更前	郵便局	746680	那珂川松木郵便局	-	福岡県筑紫郡那珂川町松木1-9	-	0	0	0	0	0	-	_
1100.10.1		変更後	郵便局	746680	那珂川松木郵便局	-	福岡県那珂川市松木1-9	-	0	0	0	0	0	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

	変更の理由	<b>デに規</b> 及	E 9 る野! 郵便・会 社の所の 別	整理番号	第6条第2項第2号に規定する会社の 名称	<b>簡易郵便局</b>	所の名称及び所任地等	過疎地	(1)郵便 窓口業 務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託 郵便貯 金管理 業務	(5)受託 簡易生 命保険 管理業 務	関連銀行又は関連保険会 社の営業所	備考
H30. 10. 1	住居表示変更	変更前	郵便局	746800	那珂川郵便局	-	福岡県筑紫郡那珂川町後野 2 - 5 - 5	-	0	0	0	0	0	-	
пэо. 10. 1	住店衣小多更	変更後	郵便局	746800	那珂川郵便局	-	福岡県那珂川市後野2-5-5	-	0	0	0	0	0	-	-
1120 10 1	<b>住民主</b>	変更前	郵便局	746970	那珂川王塚台郵便局	-	福岡県筑紫郡那珂川町王塚台1-12	-	0	0	0	0	0	-	
H30. 10. 1	住居表示変更	変更後	郵便局	746970	那珂川王塚台郵便局	-	福岡県那珂川市王塚台1-12	-	0	0	0	0	0	-	-
1120 10 1	⊒le #le	変更前	郵便局	832040	宮古市役所前郵便局	-	岩手県宮古市新川町3-2	0	0	0	0	0	0	-	
H30. 10. 1 改称	変更後	郵便局	832040	宮古新川町郵便局	-	岩手県宮古市新川町3-2	0	0	0	0	0	0	-	-	
1120 10 1	移転・業務変更	変更前	郵便局	837750	浪板簡易郵便局	0	岩手県上閉伊郡大槌町吉里々々9-4-3	0	0	0	0	0	0	-	
нз0. 10. 1	特転・乗務変更	変更後	営業所	837750	浪板簡易郵便局	0	岩手県上閉伊郡大槌町吉里々々11-43-5 3	0	0	0	×	0	0	-	-
1120 10 1	業務変更	変更前	郵便局	838510	栗林簡易郵便局	0	岩手県釜石市栗林町16-52-12	0	0	0	0	0	0	-	
H30. 10. 1	<b>来務変更</b>	変更後	営業所	838510	栗林簡易郵便局	0	岩手県釜石市栗林町16-52-12	0	0	0	×	0	0	-	-
1120 10 1	<b>人</b> 尼志二亦更	変更前	郵便局	990530	小清水郵便局	-	北海道斜里郡小清水町小清水 3 1 5	0	0	0	0	0	0	-	
H30. 10. 1 住居表示変更	変更後	郵便局	990530	小清水郵便局	-	北海道斜里郡小清水町南町2-315	0	0	0	0	0	0	-	-	
H30. 10. 9	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
пэо. 10. 9	关州和和	変更後	営業所	748480	大積簡易郵便局	0	福岡県北九州市門司区大積672-14	-	0	0	×	0	0	-	-
H30. 10. 9	移転	変更前	郵便局	120480	弥彦郵便局	-	新潟県西蒲原郡弥彦村弥彦971-16	-	0	0	0	0	0	-	
1130. 10. 9	19#4	変更後	郵便局	120480	弥彦郵便局	-	新潟県西蒲原郡弥彦村弥彦1043-12	-	0	0	0	0	0	-	_
H30. 10. 9	移転	変更前	営業所	788060	黒之浜簡易郵便局	0	鹿児島県阿久根市脇本9640-1	0	0	0	×	0	0	-	_
100.10.9	12 #A	変更後	営業所	788060	黒之浜簡易郵便局	0	鹿児島県阿久根市脇本9639	0	0	0	×	0	0	_	
H30. 10. 10	局名改称	変更前	営業所	219080	藤田保健衛生大学病院内簡易郵便 局	0	愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1-98	-	0	0	×	0	0	_	_
100.10.10	765-E 9X-VI	変更後	営業所	219080	藤田医科大学病院内簡易郵便局	0	愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1-98	-	0	0	×	0	0	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日			郵便・会営 社の所の 別		名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便 窓口業 務	(2)銀行 窓口業 務	(3)保険窓口業務	(4)受託 郵便貯 金管理 業務	(5)受託簡易生命保業務	関連銀行又は関連保険会 社の営業所	備考
H30. 10. 11	移転・改称	変更前	郵便局	004920	中央築地郵便局	-	東京都中央区築地 5 - 2 - 1	-	0	0	0	0	0	_	
		変更後	郵便局	004920	豊洲市場郵便局	-	東京都江東区豊洲 6 - 6 - 1	-	0	0	0	0	0	_	
Н30. 10. 15	契約締結	変更前	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_
		変更後	営業所	517870	敷地簡易郵便局	0	広島県三次市吉舎町敷地1787-2	0	0	0	×	0	0	_	
H30, 10, 22	移転	変更前	郵便局	437400	神戸菅の台郵便局	-	兵庫県神戸市須磨区菅の台3-14	-	0	0	0	0	0	_	
1130. 10. 22	1944	変更後	郵便局	437400	神戸菅の台郵便局	-	兵庫県神戸市須磨区菅の台3-14-8	- 0	0	0	0	0	_		
H30. 10. 29	移転	変更前	郵便局	310270	寺井郵便局	-	石川県能美市寺井町タ203-2	-	0	0	0	0	0	_	_
1150. 10. 29	移転	変更後	郵便局	310270	寺井郵便局	_	石川県能美市寺井町タ205-1	-	0	0	0	0	0	-	_

- 注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

- 2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。
  3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。
  4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。
  5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は 「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。